

困ったときは
米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)
相談専用 ☎52-8088
〔受付〕 平日 9時30分～16時

2014. 4/15

編集
発行

米原市役所

広報秘書課

〒521-8501
滋賀県米原市下多良三丁目3番地
☎0749(5)2(6)627
☎0749(5)2(5)195



発行日 平成26年4月10日(木)
Eメール koho@city.maibara.lg.jp
公式サイト http://www.city.maibara.lg.jp/

知ってるようで知らない契約って何?



●契約とは?

電車に乗るとき、スーパーで物を買うとき、レストランで食事をするときなど毎日の生活の中でさまざまな契約をしています。買い物をしたときは売買契約を結んでいて、部屋を借りるときは賃貸借契約を結んでいます。



●契約はいつ成立するの?

例えばスーパーで大根を買うとき、契約書を交わすわけではありませんが「この大根を売ります!」というスーパーと「この大根を買いたい!」という買い手のお互いの合意(双方の意思の合致)があつて売買契約が成立します。つまり契約そのものは書面がなくても口頭だけでも成立します。

●契約書の役割って何ですか?

後でトラブルになったり、裁判になったときに契約したことの証明や証拠が必要です。口頭だけでは証明や証拠にはなりません。訪問販売などでの契約、お金を借りるとき、部屋を借りるときなどの契約など特に重要な契約は、きちんと契約書面を交わすことを義務付けています。

●契約書で確認する項目は?

契約をした日付、契約をする相手の名前・住所・連絡先など、商品名・数量、価格(一括払いか分割払いかなど)、前払いか後払いか、いつ商品が手元に届くのかなどを確認しましょう。

●契約したらどうなるの?

約束したことは必ず守らなければなりません。一方的な解約は通常はできず、自己責任が伴います。ただし、自分の自由な意思で決めたことが前提になります。

●嘘をつかれたり、脅迫されたりして契約した場合はどうなるの?

契約するかどうか決めるときに嘘を言われたり、脅されたりした場合、自由な意思で決めたとは言えません。契約そのものが初めからなかったこととなりますので取り消しは可能です。

●未成年者であればどんな契約も取り消せるの?



親権者の承諾なしで契約した場合は、取り消しが可能です。未成年者が親権者の承諾を得ていないということを書面で出すか、親権者が承諾していないと書面で取り消し通知を出しましょう。ただし、小遣いなど親権者から許された範囲内の買い物や結婚しているなどの場合は未成年者の契約であっても取り消しはできません。他にも取り消しできない場合がありますので安易に契約することは避けましょう。



人口40,354人(-83) 男19,745人(-46) 女20,609人(-37) 世帯数13,923世帯(+16)

人のうごき

65歳以上の人口 10,660人 高齢化率 26.42% ※カッコ内は前月との比較【平成26年4月1日現在】